

一般社団法人 日本MRS 細則

第1章 会員並びに会費

第1条 当学会定款7条（入会）により、この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、第1回、第2回の定例理事会の承認を受けなければならない。その承認の時期については：

- ・各年度における第1回理事会から第2回理事会までの入会申請の場合：第2回理事会にて承認
- ・各年度の第2回理事会から次年度の第1回理事会までの入会申請の場合：次年度第1回理事会にて承認とする。

第2条 会員の入会、退会、学会活動の推進にあたっての専務は経営企画委員会にて処理をし、理事会にて承認を要する。

第3条 会員の区分並びに会費は以下の通りとする。

個人会員 年額 8,000 円

学生会員 年額 4,000 円

法人会員（事業所単位）1口 年額 100,000 円

海外会員（OECD加盟国の方） 年額 7,000 円

海外会員（OECD加盟国以外の方） 年額 4000 円

名誉会員 会費無料

※上記の金額が総会の決議で決まったものであること。

第4条 入会金については無料。

第5条 会員は入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、届出をしなければならない。

第6条 退会届のないまま2年以上会費納入の確認できない個人会員、1年以上納入が確認できない学生会員については、MRS ニュース並びに Trans. Mat. Res. Soc. Japan の送付を停止する。尚、学生会員については、資格の自動更新はせず、会費請求前に次年度継続の意思確認をする。

第7条 当学会定款第10条（任意退会）により、会員は、理事会において別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。退会する時は、その年度までの会費を納入しなければならない。

第8条 退会届のないまま2年以上会費納入の無かった会員については、当学会定款第12条（会員資格の喪失）「（1）第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき」に基づき、会員資格喪失扱いとする。その際、本人への会員資格喪失受諾の確認の後、会員資格喪失の手続きを執行するものとする。但し、この確認の手続きに対して一定期間内の回答がない場合には、会員資格喪失について受諾したものと見做す。再入会の際には、未納分を完納することとする。

第2章 各種委員会

第9条 各種委員会の委員、運営に必要な規定類は理事会が決定、承認する。
委員会は編集委員会、日本MRSニュース編集委員会、広報・情報委員会、IUMRS対応委員会、表彰委員会、経営企画委員会（傘下に、各学術大会小委員会）とする。

第10条 委員会委員の任期は原則2年間とし、再任を妨げない。

第3章 臨時委員会

第11条 会長は必要に応じて、学会活動の推進及び社会貢献の為に、臨時の委員会を設置する事ができる。

第12条 本臨時委員会は緊急かつ臨時に設置されるもので、その目的を果たした場合、会長はこれを廃止し、その活動について理事会に報告する。

第4章 補則

第13条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

当細則3条の変更については、総会の決議による必要があること。

附則

本細則は2015年6月26日より施行

2017年6月27日改訂